森林整備事業しゅん工検査要領

昭和53年　6月16日林業第 202号
平成25年　9月　2日森整第 399号
平成26年　8月28日森整第 406号
平成27年12月　4日森整第 544号
平成28年　9月13日森整第 387号
令和　元年11月15日森整第 441号
令和　2年10月16日森整第 493号
令和　4年11月15日森整第 503号
令和　6年　8月22日森整第 366号
最終改正　令和　7年10月　8日森整第 428号

第１章　　総　　　則

（趣　旨）

第１条　森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号以下「規則」という。）第５条第１項及び森林災害等復旧造林事業補助金交付規則（昭和56年岩手県規則第86号以下「復旧造林規則」という。）第５条第１項に規定する書類の検査及び現地検査の実施については、この検査要領の定めるところによる。

（検査の区分）

第２条　検査は補助金交付申請書の内訳書に記載の箇所（以下「施行箇所」という。）ごとに、書類検査及び現地検査により行うものとする。

ただし、岩手県森林整備事業実施要領（昭和48年10月12日付け林業第1192号以下「実施要領」という。）第９条第１項に規定するオルソ画像等が添付された申請の場合は、第17条、第18条第１項、第19条から第25条及び第27条から第28条に定める内容について、オルソ画像等で確認可能な場合は、現地検査を省略できるものとする。

（検査箇所の抽出方法）

第３条　現地検査は、前条の規定にかかわらず、無作為による抽出検査を実施することができる（ただし、花粉発生源植替えを除く。）ものとし、抽出方法等は次によるものとする。

(1) 間伐及び更新伐において、１申請に同一の森林経営計画又は森林共同施業団地の対象区域内の施行地のまとまり（以下「集約化団地」という。）が１つの場合、1申請に係る施行箇所の合計件数の1/10以上に相当する数の施行箇所を実施するものとする。

(2) 間伐及び更新伐において、1 申請に集約化団地が複数ある場合、別に定める基準により選定した集約化団地において、1申請の全ての集約化団地の施行箇所の合計件数の1/10以上に相当する数の施行箇所を実施するものとする。

具体的な抽出例については、別記によるものとする。

(3) 間伐及び更新伐を除く作業種にあっては、1 施行箇所の面積が次に定めるものについては、当該施行箇所の合計件数の1/10以上を実施するものとする。

ア　森林整備事業

①人工造林、樹下植栽、一貫作業及び食害防止チューブ　　　　　　　1.0ヘクタール未満

②下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐及び忌避剤散布

3.0 ヘクタール未満

③シカ防護ネット柵　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　400m未満

イ　森林災害等復旧造林事業

跡地造林　　　　　　　　　　　0.3ヘクタール未満

被害木等の整理及び倒木起こし　　　0.5ヘクタール未満

２　無作為抽出は、森林整備事業担当課以外の職員が行うものとする。

（検査員）

第４条　検査は、補助を受けようとする施行地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）が指名する職員（以下「検査員」という。）が行うものとする。

２　検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

（検査の認定）

第５条　局長は、検査の結果、しゅん工と認められない場合は、その旨を事業主体に通知するものとする。

２　事業主体が前項の通知に基づき一定期間内に手直しを行い、改めて検査の実施について局長に申し出たときは、局長は当該施行地について再検査を行うものとする。

３　局長は、第３条に基づく抽出検査の結果、前項の手直しによる再検査を実施する場合は、手直しした施行地に加え、未確認施行地の中から第３条の抽出方法により抽出した施行地を対象に再検査を実施するものとする。ただし、検査員が抽出による再検査を不適当と判断した場合にあっては、全数検査を行うものとする。

（現地検査野帳及びしゅん工検査調書）

第６条　検査員は、検査の結果、補助事業として適正なものと認めたときは、現地検査野帳及びしゅん工検査調書を作成するものとする。

第２章　　書　類　検　査

（書類検査の趣旨）

第７条　書類検査は、補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の記載内容が適正であることを確認することを旨として行うものとする。

（森林災害等復旧造林の地区及び施行団地）

第８条　地区及び施行団地の確認は、森林災害等復旧造林事業実施要領第８に規定する査定内訳表によるものとする。

（森林所有者及び事業地の地番）

第９条　施行地の森林所有者及び地番の確認は、原則として、申請の内訳１件ごとに不動産登記簿、土地課税台帳（土地課税補充台帳を含む。）又は固定資産税納税通知書等の資料により確認するものとする。なお、事業主体と森林所有者が異なる場合には、森林所有者が事業実施に同意していることを電話等により確認する。

（森林所有者の従事状況の確認）

第10条　森林組合等受託事業においては、作業を委託した森林所有者（森林所有者の家族及び森林を所有する会社等の従業員を含む。）の当該作業への従事の有無を確認するとともに、当該作業への従事が確認された場合には、作業日報等により従事した面積、箇所数及び日数を確認するものとする。

（使用資材）

第11条　苗木については、岩手県樹苗需給調整指導要領実施基準（昭和59年２月21日付け林業第978

号）第３の規定による樹苗需給確認書等により樹種、苗齢及び本数を、苗木以外の資材については、購買伝票等により規格及び数量等を確認するものとする。ただし、花粉発生源植替えにあっては、林業種苗法（昭和45年法律第89号）第18条に基づき苗木に添附された生産事業者表示票又は配布事業者表示票（スギ及びヒノキについては、花粉症対策苗木であることを示す種穂の採取場所や品種名が記載されているものに限る。）の写し等により花粉症対策苗木であることを確認するものとする。

（伐採木の搬出材積の確認）

第12条　保育間伐（被害木の除去）、間伐、更新伐、一貫作業及び花粉発生源植替えにおける伐採木の搬出材積については、原則として出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により確認する。ただし、これにより難い場合は、はい積写真、検知野帳等により確認する。

また、搬出材積が施行面積に応じて按分した材積で記載されている場合は、施行地全体の搬出材積を確認するものとする。

（施業間隔及び重複申請の確認）

第13条　除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地においては、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって５年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないこと、並びに一貫作業の施行地においては、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって５年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことを確認する。また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認する。

（社会保険等に係る加入状況の確認）

第14条　当該施行地における労災保険料等の社会保険料等の加入状況については、実施要領第９条別表３に規定する社会保険等加入状況調査表に基づき、保険料払込済証明書等により確認する。

（その他）

第15条　申請書類等につき、第８条から前条までの事項のほか、次の事項を確認する。

(1)　委任事項等（森林整備補助金交付申請等依頼書、委任状、承諾書、再委任）

(2)　契約関係（委託契約書、分収造林契約書等）

(3)　事業主体が任意団体である場合にはその規約等

(4)　森林経営計画、特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画の有無

(5)　森林共同施業団地協定の有無（間伐及び更新伐に限る。）

(6)　森林整備事業事前計画の有無（花粉発生源植替え、花粉発生源植替えと一体的に実施する林木被害防止施設等整備及び森林作業道整備に限る。）

(7)　協定関係（森林緊急造成の施業実施協定、森林整備事業の実施に係る協定書、重要インフラ施設周辺森林整備の施業実施協定書、林相転換特別対策（特定スギ人工林）の事業実施に係る協定書及び長期育成循環施業協定書等）

(8)　農山漁村地域整備交付金実施要領別紙６の第８の１の（１）の規定により申請書に添附された生産事業者表示票又は配布事業者表示票（スギ及びヒノキについては、花粉症対策苗木であることを示す種穂の採取場所や品種名が記載されているものに限る。）の写しの有無（花粉発生源植替えに限る。）

(9)　森林経営計画に基づかないで花粉発生源植替えを実施した場合、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる書類の有無

(10)　先行実施された森林作業道整備については、整備後に実施する施業が、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づくものであることを確認するものとする。

(11)　岩手県森林整備事業実施要領の運用（平成22年８月３日付け森整第400号）第４条第２項に規

定する更新伐については、更新伐の実施前に、更新伐の対象となる立木を第三者に売り払っていないこと（立木売買契約書等の有無）を確認するものとする。

(12)　その他必要な事項

第３章　　現　地　調　査

（検査体制）

第16条　現地検査は、その信頼性を確保するため、検査員１名と検査補助員１名以上からなる２名以上の体制により実施するものとする。ただし、地球測位システム（GNSS）の位置情報等を活用して確実に現地検査を行ったことが確認できる場合は、１名体制による検査も可とする。

２　現地検査は、原則として、事業主体又はその代理人（以下「事業主体等」という。）の立会のもとに行うものとする。

（施行地の位置確認）

第17条　施行地の位置は、森林計画図、GNSS、GIS等を活用し、申請書に示された当該施行地の位置と合致しているかを確認するものとする。

（施行地の境界）

第18条　造林地として認める外周は、原則として地拵えが完了している区域の外周とする。

２　樹下植栽等、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、一貫作業のうち、枝葉の除去、地表かき起こし、不用木の除去等の補助対象面積は、当該施業と一体として取扱う樹木を包括する区域の面積とする。

３　天然林を対象に実施する更新伐の整理伐の補助対象面積は、前生樹の70パーセント以下の伐倒・搬出等当該施業と一体として取扱う樹木を包括する区域で、かつ、完了年度の翌年度の初日から起算して２年以内に地表かき起こし、芽かき、植込等により更新が図られると見込まれる区域の面積とする。

４　被害木等の整理、雪起こし及び倒木起こしの補助対象面積は、被害木等の伐倒、倒伏した造林木の引起こし等当該施業と一体として取扱う樹木を包括する区域の面積とする。

５　花粉発生源植替えの補助対象面積は、前生樹の70パーセント以上の伐倒・搬出等当該施業と一体として取扱う樹木を包括する区域で、かつ、完了年度の翌年度から起算して事業実施後２年以内に植栽により更新が図られると見込まれる区域の面積とする。

（除　地）

第19条　検査員は、空中写真等を活用し、除地として取り扱うべき箇所の有無を確認するものとする。

２　施行地内で事業を実施しなかった1箇所の面積が0.01ヘクタール以上であるものは、除地として扱い、補助対象面積からその面積を差し引くものとする。

（測量成果の照合）

第20条　実施要領第７条第２項第４号に定めるGIS等登録情報のある施行地（以下「GIS等登録施行地」という。）について申請があった場合の測量成果の照合は、GIS等登録施行地と申請された施行地が同一であることが確認可能な場合については、査定面積等にGIS等登録情報を利用するものとする。GIS等登録情報がない場合、又は、GIS 等登録施行地と申請された施行地が同一であることが確認できない場合は、次のいずれかの方法により、測量成果の照合を行うものとする。

(1)　測線・方位角検査

２個以上の測線又は対角線の延長並びに必要に応じて方位角及び高低角をコンパス等により実測し、施業図及び測量野帳と照合するもの。

(2)　位置座標検査

２箇所以上の測点をGNSS等により実測し、施業図及び測量野帳と照合するもの。

(3)　GIS検査

オルソ画像とシェープファイルをGIS等で比較し、施行地の位置等に差異が無いことを目視で照合するもの。

2　前項による照合結果が別に定める許容される精度を超えるときは、検査員は事業主体等に再測量を命じ、その成果に基づき前項と同様の照合を行うものとする。

3　前項の規定にかかわらず、面積の査定が容易なものについては、検査員が検査時において測量等を行い、施業図を訂正することができるものとする。

4　局長は、抽出による現地検査を実施し、測量成果と現地との照合結果が別に定める許容される精度を超える現地を確認したときは、第3条に規定する抽出箇所を除く箇所を対象とした検査を実施しなければならない。この場合の測量成果の照合は、第1項に準じるものとする。

具体的な実施例については、別記によるものとする。

（植栽本数の検査）

第21条　植栽本数の検査は、次のいずれかの方法（以下「本数検査法」という。）によって行うものとする。

(1) 施行地内の任意の植列において、植栽木11本の延長及びその植列に直角の方向に11列の間の延長をそれぞれ実測し、苗間列間距離の平均値を求め、早見表により植栽本数を算出する方法又は、これに類する方法。

(2) 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積100平方メートルを基準として設定した区域内の全植栽本数を計測する方法。

（枯損率）

第22条　枯損率（枯損苗木本数／前条により検査し、確認された植栽本数（以下「検査本数」という。））は、前条に規定する方法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を確認して算出する。

（本数の査定）

第23条　植栽本数の査定は、次のとおりとする。

(1)　申請書に記載された植栽本数（以下「申請本数」という。）と検査本数の誤差が 10 パーセント以内の場合は、申請本数を査定本数（しゅん工検査調書に記載する植栽本数をいう。以下同じ。）とし、10パーセントを超える場合は、検査本数を査定本数とする。

ただし、申請本数が検査本数より少ない場合は、上記によらず、申請本数を査定本数とする。

(2)　枯損率が10パーセント未満の場合は、(1)による査定本数を用いる。枯損率10パーセント以上で20 パーセント未満の場合は、検査本数に枯損率を乗じた本数をもって査定本数とする。枯損率 20 パーセント以上の場合は、不合格とする。

(3)　(1)、(2)の結果、査定本数が申請本数を下回った場合においても、別に定める最低植栽本数の基準を満たさなければならない。

（樹種区分）

第24条　1施行地に適用標準単価の異なる2樹種以上が植栽されている場合には、実測又は植栽本数に応じて面積を按分しているかについて確認する。

（地拵えの状況）

第25条　地拵えの状況については、伐採及び刈払並びに倒木、刈払物の整理が、その後の保育作業の実行に支障がなく、成林可能な程度に実施されているかどうかを踏査確認する。

（被害率の確認）

第26条　被害率の算定は、被害率が明らかに異なる区域ごとに、本数検査法に準じて行い、合わせて災害の種類を判定するものとし、事業別には次によるものとする。

（1） 森林整備事業

現地検査で確認した被害率とする。

（2） 森林災害復旧造林事業

現地調査で確認した被害率と査定内訳表のいずれか低い被害率とする。

（林齢の確認）

第 27 条　下刈り、雪起こし及び倒木起こしについては、当該施行地の植栽時の検査調書等により、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、特殊地拵え、一貫作業及び花粉発生源植替えについては、森林簿又は伐根の年輪等により、林齢を確認する。

（下刈りの検査）

第 28 条　下刈りの検査は、雑草木の刈払いが植栽木の生育を促進するための適切な作業配慮をもってなされているかどうかを旨として行うものである。

（枝打ちの検査）

第 29 条　枝払い及び枝打ちの検査は、林木（被圧木、損傷木、曲り木等を除く。）の枝葉の除去が申請書に記載の枝下高以上となっているかどうかを旨として行うものである。

（雪起こし、倒木起こしの本数及び面積）

第 30 条　雪起こし及び倒木起こしの本数については、本数検査法により検査し、雪起こし本数率（雪起こし本数／現存する生立本数）及び倒木起こし本数率（倒木起こし本数／現存する生立本数）を確認する。補助対象面積は、雪起こし本数率又は倒木起こし本数率×被害区域面積により求める。

２　被害区域面積は、被害木の存する森林の面積とし、小班又は同一の施業が可能な区域を単位として把握する。

（除伐の検査）

第 31 条　除伐における不用木の除去の検査は、育成しようとする樹木の生育の妨げとなる不用木が全て除去されているかどうかを踏査確認する。ただし、実施要領第５条第７項に基づき、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする樹木として単木的に保残した場合は、この限りではない。

（伐採前特殊地拵え、保育間伐、間伐、更新伐及び花粉発生源植替えの伐採率の検査）

第 32 条　伐採前特殊地拵え、保育間伐、間伐、更新伐及び花粉発生源植替えの伐採率の算定は、本数検査法により行うものとする。

この場合、検査対象の標準地ごとの伐採本数により合否を判定するものでなく、全ての標準地内の伐採本数により判定するものとする。

２　更新伐の伐採率は、更新伐の種類及び更新方法に応じて、別に定める基準を満たしているかを確認するものとする。

（伐採木搬出の現地確認）

第 33 条　伐採木の搬出集積を伴う作業種（保育間伐（被害木の除去）、間伐、更新伐、一貫作業及び花粉発生源植替え）については、伐採木の林地での残存状況により、伐採木が林内から搬出されているかどうかを踏査確認するものとする。

（特殊地拵え及び被害木等の蓄積の確認）

第 34 条　特殊地拵の蓄積の確認は、森林簿により確認するものとし、必要に応じて、本数検査法等により蓄積を推計し、申請書と照合し確認するものとする。

（被害木等の整理の施業及び搬出の検査）

第 35 条　被害木等の整理の施業については、第二次災害の起因とならないこととあわせ、跡地造林等の作業に支障がないよう整理がなされているかどうかを旨として行うものとし、被害木等の搬出距離につい

ては、実施区域のおおむね中心とみなされる地点から林縁等の集積地点までの平均移動距離を大縮尺地形図等により測定し、搬出の有無を確認する。

（森林作業道等の検査）

第 36 条　森林作業道については、次の各号に掲げる方法等により、補助金交付申請者から提出された出来高設計を基に、当該森林作業道の査定設計を行うものとする。

なお、出来高と査定が相違する場合は、出来高設計書上に査定を朱書するものとする。

(1) 延長　　測点間距離を３箇所以上測定し、別に定める基準を満たしているか確認する。

(2) 幅員　　延長のおおむね 300 メートルごとに１箇所以上、箇所数で３箇所以上を実測し、別に定める基準を満たしているか確認する。

(3) 切土、盛土、土質、岩質区分並びに横断面積の変化の大きな区間ごとに、法勾配、法長及び土質を１箇所以上確認する。なお、段切施工を行った箇所については施工中の写真により確認する。

(4) 敷砂利の敷幅、敷厚については、３箇所以上を実測し、別に定める基準を満たしているか確認するとともに、敷砂利延長を確認する。

(5) 排水施設等の施設については、形状、寸法、数量等を確認する。

(6) 縦断勾配　　最急勾配箇所について、必要に応じて確認する。

２　先行実施された森林作業道整備については、整備後に実施する施業に係る施行地と、先行実施された森林作業道の位置関係及び施業の必要性を確認すること。

（シカ防護ネット柵の検査）

第 37 条　シカ防護ネット柵の検査については、次の各号に掲げる方法により、シカ防護ネット柵の延長並びに規格及び構造を実測により確認したうえ、標準仕様書と比較し、野生鳥獣による林木被害の防止及び野生鳥獣の移動の制御を図る施設として適切に施行されているかどうかを旨として行うものである。

(1) 延長　　前条(1)に準じる。

(2) 支柱及びネットの高さ　　３箇所以上を実測によって確認する。

(3) 支柱の間隔　　３箇所以上を実測によって確認する。

(4) 使用資材の規格等　　支柱、ネット等の資材の規格が適切であるか確認する。

(5) 支柱の布設状況　　適切な強度をもって地面に固定されているかを確認する。

(6) ネットの結束状況　　ステップル等による支柱、ワイヤーへの結束状況等を確認する。

（忌避剤散布及び食害防止チューブ設置の検査）

第 38 条　忌避剤散布及び食害防止チューブの設置状況については、野生鳥獣による林木被害を防止するため、適切に薬剤の散布又はチューブの設置が実施されているかどうかを踏査確認する。

（衛生伐の検査）

第 39 条　処理木の確認方法は、その数量等は森林病害虫等駆除事業完了確認等実施要領（平成 13 年７月６日付け緑第 445 号）を準用する。

（付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備を除く。）及び森林保全再生整備の検査）

第 40 条　規則及び実施要領の補助用件に照らして適切な作業が行われているか検査を実施する。

２　工事請負契約書、図面及び仕様書に基づき工事の実施状況に関する各種の記録、その他関係書類と対比し、出来高及び施工が適切に行われたかを確認する。

（施業図への記入）

第 41 条　施業図等へ下記事項を朱線で記入する。

(1) 検測した線、検測点

(2) 標準地又は検査した苗間、列間のおよその位置

（検査状況写真の撮影）

第42条　検査員は、検査時における検査状況（測量成果の照合、伐採本数の確認、施行状況の確認等）の写真を撮影し、しゅん工検査調書に添付しておくものとする。

２　検査写真は、検査員及び立会人が明確に確認できるよう撮影するものとする。

３　検査写真を撮影する際は、撮影地点の位置情報を１箇所以上記録するものとする。

附　則

この要領は、令和７年度事業から適用する。

別記

1申請書の中に複数の集約化団地がある場合の抽出例

A申請書

	面積	施行箇所数	検査箇所数
団地a	5ha	10箇所	2箇所
団地b	6ha	12箇所	2箇所
団地c	5ha	9箇所	
団地d	7ha	15箇所	3箇所
団地e	8ha	20箇所	
	31ha	66箇所	※7箇所

※3団地を無作為抽出

10%無作為抽出

66×10%＝7

※抽出した3団地の施行個所から、7箇所を無作為抽出

手直しの実施

不合格又は測量の許容される精度を超えた場合

不合格箇所又は測量の許容される精度を超えた箇所の再検査

＋

	再検査
団地a	
団地b	2箇所
団地c	
団地d	2箇所
団地e	3箇所
計	7箇所

再度3団地を無作為抽出し、7箇所（全施行個所数の10%）を無作為抽出し追加検査

申請団地数	検査団地数
1	1
2～4	2
5～8	3
9～	4～